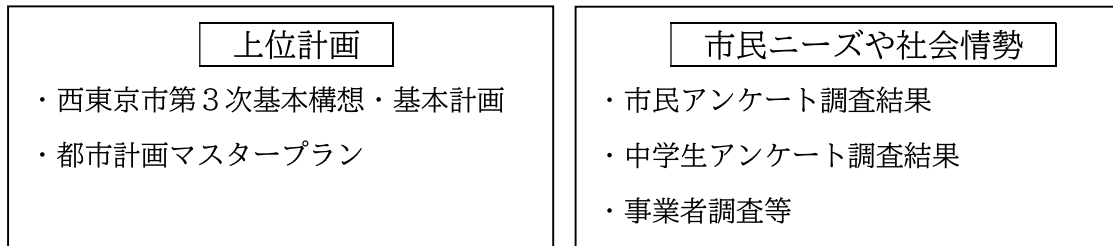


3. 公共交通が実現する移動の理想の姿

3-1. 基本方針

今後本市において公共交通が実現する移動の理想の姿を、基本方針として示します。

基本方針は、移動する「人」に焦点をあてた視点、市内の「公共交通ネットワーク」のあり方に焦点をあてた視点、公共交通が今後も継続されていくための「体制」に焦点をあてた視点、以上の3つの視点から設定しています。



基本方針 1 すべての人が安全で快適で便利に移動している

すべての人が、市内のどこにいても公共交通の便利さを感じることができる水準のサービスが提供され、行きたい場所に便利に行くことができ、移動にあたっては、安全性が確保され、移動中も快適であることを目指します。

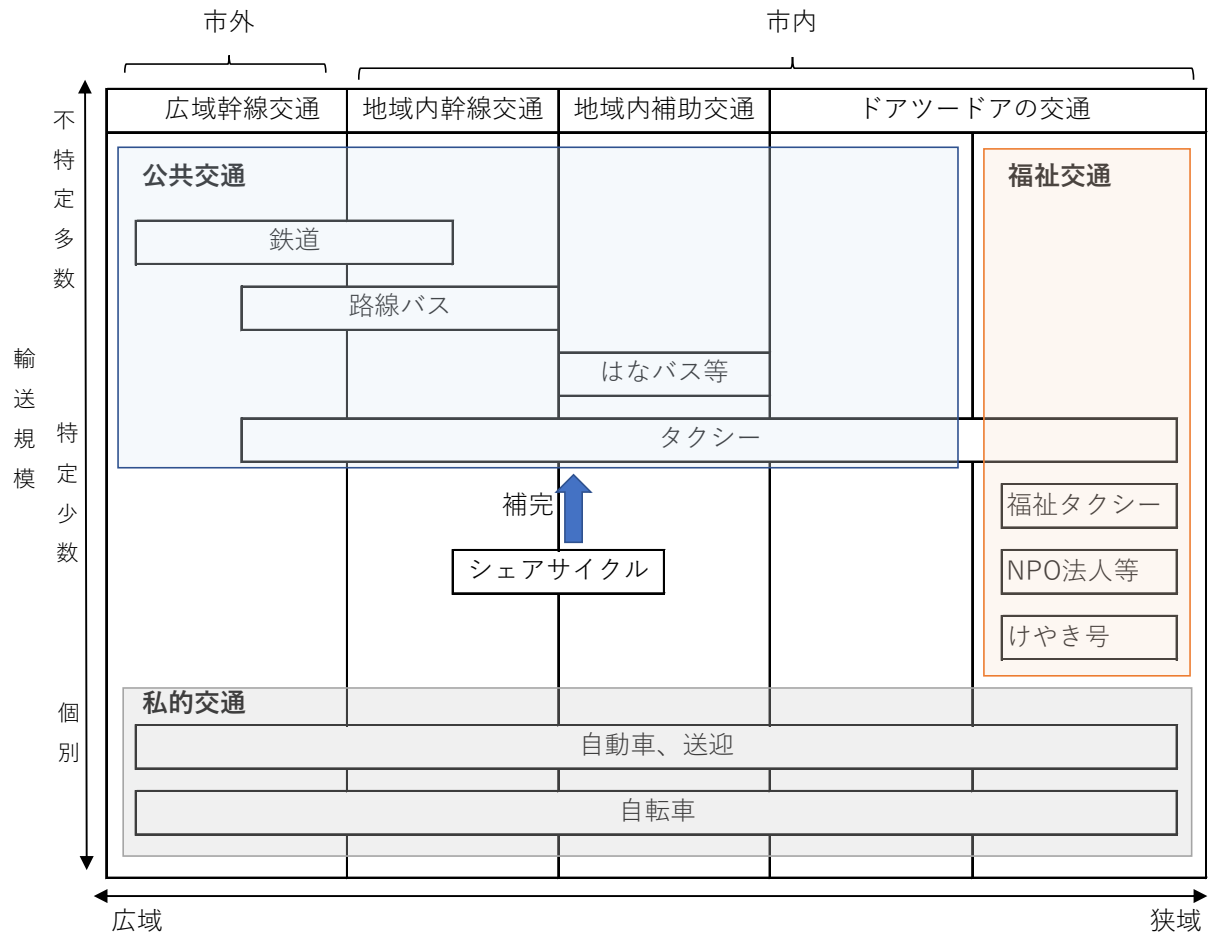
基本方針 2 利便性の高い日常生活と、にぎわい・交流を支えるネットワークが構築されている

都市計画道路や交通広場、道路と鉄道の立体交差化など、都市基盤の整備を進め、質の高い交通環境を創出します。また、多様な移動手段が円滑に連携することで、市内各所と拠点や市内外の目的地とを円滑に移動でき、利便性の高い日常生活と、にぎわい・交流を支えるネットワークの構築を目指します。

基本方針 3 地域公共交通をみらいにつなぐ

市民、事業者、行政等、交通に関わる様々な主体が相互に連携・協力し、地域が一体となって取り組むことで、利便性の高い公共交通の運行が、将来にわたって継続していることを目指します。また、市内の人々の移動が、地球環境に配慮されていることを目指します。

3-2. 公共交通の役割分担



機能分類	公共交通機関	輸送規模
【広域幹線交通】 都心や周辺都市など比較的長距離の移動を、速達性をもって連絡する。	鉄道	大規模
【地域内幹線交通】 鉄道駅等の拠点を起点に、主要施設や人口集積地域を連絡する。	路線バス	中規模
【地域内補助交通】 広域幹線交通や地域内幹線交通を補完し、主に公共交通空白地域から鉄道駅や公共施設等への移動の利便性に資する。	はなバス等	小規模
	その他 ※	地域需要による
【ドアツードアの交通】 個別の移動ニーズに対応し、面的な交通サービスを供給する。	タクシー	特定少数

※今後必要に応じて導入を検討する移動手段

3-3. 将来公共交通体系の理想の図

都市計画マスタープランで示された交通環境整備方針図や拠点と居住誘導区域及び公共交通概念図を踏まえ、すべての人が安全で快適で便利に移動でき、利便性の高い日常生活とにぎわい・交流を支えるネットワークとして、公共交通が実現する移動の理想の姿を図で示します。

現在の市内の公共交通網に加え、将来的に移動手段の導入を検討する箇所として、都市計画道路のうち、整備済や事業中となっている路線は実線で、第四次事業化計画優先整備路線及び都市計画マスタープランで示す事業化に向けた調整を図る路線（市施行）のうち未整備となっている路線は破線で、そのいずれも予定がない地域には円で示しました。

参考：東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）における優先整備路線及び都市計画マスタープランで示す事業化に向けた調整を図る路線（市施行）

		名称	区間
第四次事業化計画優先整備路線	都施行	西東京都市計画道路 3・3・3号	西東京3・4・8から小平市境まで
		新五日市街道線	
		西東京都市計画道路 3・3・14号	西東京3・2・6から都県境（新座市境）まで
		新東京所沢線	
		西東京都市計画道路 3・4・13号	主要地方道 36号から都県境（新座市境）まで
	市施行	西東京都市計画道路 3・4・26号	西東京3・4・7から西東京3・5・4まで
		西東京都市計画道路 3・4・18号	西武柳沢駅から西東京3・5・4（交通広場約2,700㎡）まで
		西東京都市計画道路 3・4・24号	田無駅から西東京3・5・2（交通広場約3,400㎡）まで
		西東京都市計画道路 3・5・10号	ひばりが丘団地付近（団地交番前交差点付近）から西東京3・4・20まで
		東町西原線	西東京3・4・20から西東京3・4・16区間まで
事業化に向けた調整を図る路線（市施行）	西東京都市計画道路 3・5・10号	東町西原線	
	西東京都市計画道路 3・4・17号	東伏見駅南口付近（東伏見駅南交差点付近）から西東京3・3・3まで	

